資料３

**インターネット上の人権侵害の「被害者支援策」に係る方向性の検討**

**（１）現状**

　　ア　特定の個人・法人に対する人権侵害

　　○　専門の相談員による人権相談窓口での相談支援を実施。

　　　○　主な対応として、削除要請や発信者開示請求手続き等についての助言のほか、相談内容に応じて、無料の弁護士相談や法務局等の関係機関を案内。

　　イ　不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした人権侵害

○　いわゆる同和地区の所在地の摘示、賤称語や蔑称を用いた悪質な部落差別、ヘイトスピーチといった明らかに差別を助長する投稿に対し、法務局及びプロバイダ等へ削除要請を行っている。

○　現状、プロバイダ等が削除要請に応じないケースが多い。

**（２）方向性の検討**

　　ア　方向性に関する考え方

　　　○　行政が人権施策として取り組むべき不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした差別的言動や識別情報の摘示といった事象と、被害者本人が削除要請や司法手続等にまずは対応するのが基本と考えられる特定の個人・法人に対する名誉棄損やプライバシー侵害といった事象のそれぞれの事象について、行政として何ができるのかを整理し検討する必要がある。

　　　○　具体的な制度設計にあたっては、個々の被害者支援策の内容に応じて、支援対象とする事象についての悪質性や深刻性を考慮して、判断基準を定める必要がある。

　　　　　さらに、支援策の実施にあたっては、表現の自由や公正性に配慮する観点から、慎重に対応する必要があり、例えば、第三者機関の設置の必要性等についても検討すべきである。

イ　削除要請

　○　現在、府が行っているいわゆる同和地区に関する識別情報の摘示等に絞っている削除要請について、その対象範囲を拡大することが考えられるが、削除要請については、既に法務局やセーファーインターネット協会が実施しており、さらに府が実施することの効果等について整理する必要がある。

　　ウ　その他の取組

○　犯罪被害者支援の一環として、侮辱や名誉棄損に遭われた被害者を支援していくことができないか。

○　被害者に大きな負担となっている発信者情報開示請求や削除要請に伴う司法手続に対して支援ができないか。

○　加害行為者に対して勧告等はできないか。

**（３）具体的な判断基準等の検討**

〇　こうした取組を検討するにあたって、表現の自由や公正性に配慮する観点から、慎重に対応する必要があり、対象となる人権侵害の判断をどのように行うか。

・　情報の量・質や被害者の心身への影響等を踏まえた判断基準

・　第三者機関等の設置の必要性

・　公平性の確保　等

**（４）今後の検討の進め方**

　　　○　今後、最終的なとりまとめに向けて、これまでの議論を踏まえ、府が取り組むべき具体的な施策について、その効果や法的課題等を整理・分析しながら、引き続き、検討を進めていく。

　　　○　特に、被害者支援策について、広域自治体としての役割を踏まえ、

・　具体的にどのような施策が考えられるか、

・　どういった人権侵害事象を施策の対象とするか、

・　施策実施にあたって、表現の自由や公正性にどのように配慮するか、

などといった視点から、さらに議論を深めていく。

|  |
| --- |
| **【参考】国・他の自治体での取組の概要**○　法務省：人権侵犯事件調査処理・　被害者等から人権侵害の被害について申告があった際は、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、勧告・説示（人権侵害を行った者に対して改善を求めるもの）、要請（プロバイダ等への削除要請）、啓発（事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うもの）を行っている。○　法務省：インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について　　・　特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものとして、削除要請等の措置の対象としている。○　セーファーインターネット協会　　・　誹謗中傷被害者連絡窓口「誹謗中傷ホットライン」を運営し、インターネット上で誹謗中傷被害を受けている被害者から、情報が掲載されたサイト情報等の連絡を受け付け、内容を確認した後、プロバイダ等に各社の利用規約に基づいた削除等を促す通知を送付している。○　長崎県：新型コロナウイルス感染症関連誹謗中傷等対策　　・　新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別などの人権侵害に関する専門の相談を受けている。⇒　相談対応は毎日（平日・土日）AM9:00～PM5:45（水曜日はPM8:00まで）、原則電話のみ。相談員が、解決に向けたアドバイスや、内容に応じて関係機関等へ対応依頼などを行う。　　　⇒　誹謗中傷等への法的措置に関する支援　法律相談（弁護士による相談）＝１案件につき５万円まで相談料無料（30分５千円）インターネット上での誹謗中傷等の投稿の削除や必要な調査（投稿者情報の開示請求等）を弁護士に依頼された場合、その経費の1/2（30万円を限度）を県が支援。　　・　インターネット上での新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の投稿を監視する「ネットパトロール」を実施し、悪質と思われる投稿の画像を保存している。被害者の求めに応じ、その画像を提供。○　三重県：差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例　　・　相談があったときは、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応等を行う。相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、知事による助言・説示・あっせんの手続を整備。・　知事は、助言・説示・あっせんに当たり必要があると認めるときは、第三者機関(三重県差別解消調整委員会)に諮問。・　不当な差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく助言・説示・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。○　和歌山県：部落差別の解消の推進に関する条例・　部落差別を行った者に対して必要な説示とともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すこととしている。従わない場合には、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを勧告する。○　川崎市：差別のない人権尊重のまちづくり条例　　・　インターネット表現活動のうち、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するもので、　　　「川崎市内での投稿」又は「特定の市民等を対象としたもの」もしくは「市の区域内で行われた不当な差別的言動を拡散するもの」のいずれかである場合に拡散防止措置を行い、当該インターネット表現活動の概要及び講じた拡散防止措置を公表する。　　・　市長は、拡散防止の措置及び公表に当たっては、あらかじめ第三者機関（川崎市差別防止対策等審査会）に諮問。　　・　拡散防止措置とは、プロバイダ等への削除要請のほか、「送信防止措置の申出」や、「発信者情報の開示請求」を支援することなどを想定。○　大阪市：ヘイトスピーチへの対処に関する条例　　・　「大阪市内で行われた表現活動」又は「市民等に関する表現活動」もしくは「市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を拡散する表現活動」がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、拡散防止措置を行い、当該表現活動の概要及び講じた拡散防止措置、並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表する。　　・　市長は、拡散防止の措置及び公表に当たっては、あらかじめ第三者機関（大阪市ヘイトスピーチ審査会）に諮問。・　拡散防止措置とは、表現内容が施設に掲示されている場合は、施設管理者への看板や掲示物の撤去の要請、インターネット上に書き込みされている場合は、プロバイダに削除要請を行うことなどを想定。○　丹波篠山市：部落差別動画の削除命令　　・　自治会長において、プロバイダへの動画投稿削除の仮処分を裁判所に申立て・　市の弁護士による訴訟支援、市から担保金20万円の補助金を支出⇒　裁判所が申立てを認め、プロバイダに削除仮処分命令（参照：法務省、セーファーインターネット協会、各自治体のHP）**【参考】対象となる人権侵害の判断事例**○　判断基準として考えられる要素　・　法律、判例、通達（通知）　・　法務省や総務省の研究会（インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会など）の議論やとりまとめ内容　・　他の団体（自治体、セーファーインターネット協会など）のガイドライン |

※国への提案については、次回以降検討を進める。